

Q1. 家計急変世帯の給付を受けるには、 どんな要件がありますか？

A1. 令和3年度住民税非課税世帯に対する給付の対象となる世帯以外の世帯のうち、次の①と②の要件を満たす世帯です。

①新型コロナウイルス感染症の影響を受けて収入が減少

②世帯全員が住民税非課税相当

※世帯全員のそれぞれの年収見込額(令和3年1月以降令和4年9月までの任意の1ヶ月収入×12ヶ月)が、市町村民税均等割非課税(相当)水準以下であること

家族構成例	非課税相当限度額 収入額ベース	非課税相当限度額 所得額ベース
单身または扶養家族が いない	93.0万円	38.0万円
配偶者・扶養家族(計1名)を 扶養している	137.8万円	82.8万円
配偶者・扶養家族(計2名)を 扶養している	168.0万円	110.8万円
配偶者・扶養家族(計3名)を 扶養している	209.9万円	138.8万円
配偶者・扶養家族(計4名)を 扶養している	249.9万円	166.8万円
障がい者、寡婦、ひとり親、 未成年 (超えた場合には、 上の表を適用)	204.3万円	135.0万円

※収入の種類は、給与・事業・不動産・年金です。(遺族・障害年金など、非課税の公的年金等収入は含みません。)

Q2.家計急変世帯の申請はいつまでに必要？

A2.申請期限は令和4年9月30日です。

- 令和4年9月に家計急変した場合、期限までに把握している情報や提出可能な情報で申請してください。必要に応じ、追加で提出していただくことがあります。

Q3.生活保護受給世帯は対象？

A3.住民税非課税世帯の対象となります。

Q4.外国人は給付対象者になる？

A4.基準日(令和3年12月10日)において、住民基本台帳に記録されている外国人は、給付対象者となります。

Q5.世帯主が自分で確認書の返送や申請書の提出が出来ない場合は？

A5.代理人による手続きが可能です。

- 同一世帯の方や法定代理人、親族その他日常的に身の回りの世話をしている方などで、市区町村長が特に認める方による代理申請が認められます。
- 本人と代理人との関係を説明する書類などをご提出いただきます。